

## 意見募集要領

**「上北台駅北側地域の魅力あるまちづくりと空堀川周辺のみどりの再編の方向性（案）」に係るパブリックコメントを実施します。**

市では、上北台駅北側地域の魅力あるまちづくりと空堀川周辺のみどりの再編の方向性（案）を作成しましたので、お知らせするとともに、皆様から広く意見をいただくため、パブリックコメントを実施します。

### 1 本方向性策定の目的

現在、市では東京都などにおいて実施されている多摩都市モノレールの延伸事業や、空堀川の整備工事の進捗に伴うまちづくりの機運の高まりを捉え、上北台駅北側地域のまちづくりの検討や、緑道状に整備された空堀川旧河川部の一部における散策環境の充実を図る必要があります。

本方向性は地域の目指すべき将来像を実現するため、都市マスタープラン及び緑の基本計画を補完する方向性（ガイドライン）として策定するものです。

### 2 案の概要

- 第1 はじめに
- 第2 本方向性の位置付け
- 第3 現況
- 第4 課題
- 第5 まちづくりの方針
- 第6 まちづくりのロードマップ

### 3 意見を提出できる方

- (1) 市内在住の個人
- (2) 市内に事業所等を有する個人
- (3) 市内に事務所等を有する法人等
- (4) 市内在勤の個人
- (5) 市内在学の個人
- (6) 本方向性に利害関係があると認められる個人
- (7) 本方向性に利害関係があると認められる法人等

#### 4 意見の提出期間

令和5年10月6日（金）から令和5年11月6日（月）まで（必着）

※期間終了後に提出された意見については、パブリックコメントの意見としてお受けできませんのであらかじめご了承ください。

#### 5 資料の閲覧方法

- (1) 東大和市公式ホームページ（市政情報 → 広報・公聴 → パブリックコメント）
- (2) 文書閲覧 まちづくり部 都市づくり課（東大和市役所2階7番窓口）

#### 6 意見の提出先、方法及び提出様式等

- (1) 提出先 まちづくり部 都市づくり課
- (2) 提出方法

次のいずれかの方法により、提出してください。

- ・ 書面の持参 まちづくり部 都市づくり課（東大和市役所2階7番窓口）
- ・ 郵送 〒207-8585 東大和市中心3-930 東大和市まちづくり部 都市づくり課 宛て
- ・ FAX 042-563-5930
- ・ 電子メール [toshikeikaku@city.higashiyamato.lg.jp](mailto:toshikeikaku@city.higashiyamato.lg.jp)

#### (3) 提出様式等

様式は自由です。別紙に意見書の参考様式を用意しておりますので、適宜ご利用ください。  
なお、提出の際には次に掲げる事項を明記してください。

ア 市内在住の個人：住所及び氏名

イ 市内に事業所等を有する個人：事務所等の名称、所在地及び氏名

ウ 市内に事務所等を有する法人等：事業所等の名称、所在地、団体名及び代表者名

エ 市内在勤の個人：勤務する事業所等の名称、所在地及び氏名

オ 市内在学の個人：在学する学校の名称、所在地及び氏名

カ 本方向性に利害関係があると認められる個人：利害関係を有することが明らかにできる事項、住所及び氏名

キ 本方向性に利害関係があると認められる法人等：利害関係を有することが明らかにできる事項、所在地、団体名及び代表者名

※上記事項を明記していない意見については、パブリックコメントの意見としてお受けできませんのであらかじめご了承ください。

#### 7 提出された意見等を公表する時期

寄せられた意見の概要や意見に対する市の考え方等は、令和5年11月下旬までに東大和市公式ホームページで公表する予定です。なお、公表にあたっては、住所、氏名等の個人

情報を除きます。

#### 8 注意事項

- ・電話及び窓口での口頭による意見はお受けできません。
- ・意見をいただいた方への個別の回答は行いませんので、あらかじめご了承ください。